

# 岐阜県公報

第二千八百一十一号  
平成二十二年九月十日

(金曜日)

## 目次

### 告示

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害  
有害図書類の指定  
保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の区域変更

(危機管理課) 五八五  
(男女参画青少年課) 五八五  
(治山課) 五八六  
(道路維持課) 五八六

### 監査委員告示

定期監査の結果

(監査委員) 五八六

### 収用委員会告示

土地収用法施行令に基づく公示による通知

(収用委員会) 五八九

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
指定自立支援医療機関の指定  
指定自立支援医療機関の変更  
指定自立支援医療機関の辞退  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
公共測量の実施  
大垣都市計画の図書の縦覧

(環境生活政策課) 五八九  
(保健医療課) 五八九  
(同) 五九〇  
(同) 五九〇  
(商業流通課) 五九〇  
(用地課) 五九一  
(都市政策課) 五九一

## 告示

岐阜県告示第四百九十六号

平成二十二年七月十五日、八百津町の区域内において発生した豪雨による災害を被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)の対象となる自然災害とする。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第四百九十七号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 指定図書類

| 種類 | 図書類の題名    | 刊行年       | 発行所、制作者 |
|----|-----------|-----------|---------|
| 雑誌 | チャンネルプロード | 2010.10月号 | 株式会社    |

### 2 指定年月日

平成22年9月10日

### 3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町剣字宮ヶ洞一〇八七の六一から一〇八七の六三まで、一〇八七の八四、二〇八七の九一、二〇八七の九三、二〇八七の一〇〇、二〇八七の一〇四、二〇八七の一〇五、二〇八七の一〇九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年九月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古田 肇

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により平成二十二年七月十二日から同年八月二十七日までに執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成二十二年九月十日

- 岐阜県監査委員 伊藤 正博
- 岐阜県監査委員 矢島 成剛
- 岐阜県監査委員 帆刈 信一
- 岐阜県監査委員 水谷 雄二
- 岐阜県監査委員 神戸 正雄

第1 監査実施機関数

| 知事直轄 | 監査実施機関数 |      | 監査結果件数 |      |      |  |
|------|---------|------|--------|------|------|--|
|      | 指摘あり    | 指導あり | 指摘事項   | 指導事項 | 本課検討 |  |
|      |         |      |        |      |      |  |

| 県道         | 道路の種類<br>路線名 | 区間  | 区域変更前後    |           | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|------------|--------------|---|-----------|-----------|-----------------|--------------|----|
|            |              |   | 前         | 後         |                 |              |    |
| 白鳥線<br>板取線 |              | 関市板取字雁羽瀬四六六<br>二番の二八地先から<br>同市同 字黒谷 四六二<br>一番の一地先まで | 七五<br>〇六五 | 九八<br>〇二五 |                 |              |    |

|           |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
|-----------|----|---|---|----|----|----|---|---|--|
| 総務部       | 1  | 1 | 1 | 1  | 1  |    |   |   |  |
| 総合企画部     | 6  |   | 2 | 3  |    |    | 3 |   |  |
| 環境生活部     |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
| 健康福祉部     | 1  |   |   |    |    |    |   |   |  |
| 商工労働部     | 2  |   |   |    |    |    |   |   |  |
| 農政部       | 6  |   | 4 | 9  |    |    | 8 | 1 |  |
| 林政部       |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
| 県土整備部     | 5  | 4 |   | 14 | 5  | 9  |   |   |  |
| 都市建設部     | 5  | 2 | 1 | 4  | 2  | 2  |   |   |  |
| さぶ清流国体推進局 |    |   |   |    |    |    |   |   |  |
| 振興局       | 1  |   |   |    |    |    |   |   |  |
| 教育委員会     | 14 | 2 | 2 | 10 | 4  | 6  |   |   |  |
| 警察本部      | 2  |   |   |    |    |    |   |   |  |
| その他       | 1  |   |   |    |    |    |   |   |  |
| 合計        | 44 | 9 | 9 | 41 | 12 | 28 |   | 1 |  |

(注) 監査結果の区分については、次のとおりです。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
  - ・ 本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含みます。

第 2 監査結果

平成 22 年 7 月 12 日から 8 月 27 日までに実施した本庁及び現地機関に関する監査結果です。

すべての監査結果について、監査対象機関に対し指摘又は指導を行い、是正、改善又は必要な検討を求めました。

1 総務部

| 実施機関名 | 実施年月日 | 指摘事項 | 指導事項 |
|-------|-------|------|------|
|       |       |      |      |

|       |              |    |                      |    |
|-------|--------------|----|----------------------|----|
| 歴史資料館 | 平成22年 8 月27日 | 1件 | 収入科目の誤り及び<br>調定時期の遅延 | なし |
|-------|--------------|----|----------------------|----|

2 総合企画部

| 実施機関名     | 実施年月日        | 指摘事項 | 指導事項 |
|-----------|--------------|------|------|
| 情報技術研究所   | 平成22年 7 月12日 | なし   | なし   |
| セラミックス研究所 | 平成22年 8 月27日 | なし   | なし   |
| 生活技術研究所   | 平成22年 8 月27日 | なし   | なし   |
| 農業技術センター  | 平成22年 8 月27日 | なし   | 2件   |
| 中山間農業研究所  | 平成22年 8 月27日 | なし   | 1件   |
| 森林研究所     | 平成22年 8 月27日 | なし   | なし   |

3 健康福祉部

| 実施機関名   | 実施年月日        | 指摘事項 | 指導事項 |
|---------|--------------|------|------|
| 保健環境研究所 | 平成22年 7 月14日 | なし   | なし   |

4 商工労働部

| 実施機関名      | 実施年月日        | 指摘事項 | 指導事項 |
|------------|--------------|------|------|
| 国際たくみアカデミー | 平成22年 7 月14日 | なし   | なし   |
| 木工芸術スクール   | 平成22年 7 月14日 | なし   | なし   |

5 農政部

| 実施機関名   | 実施年月日        | 指摘事項 | 指導事項 |
|---------|--------------|------|------|
| 西濃農林事務所 | 平成22年 7 月13日 | なし   | 2件   |
| 中濃農林事務所 | 平成22年 7 月12日 | なし   | 2件   |

|         |            |    |  |    |
|---------|------------|----|--|----|
| 可茂農林事務所 | 平成22年7月14日 | なし |  | 1件 |
| 恵那農林事務所 | 平成22年7月21日 | なし |  | なし |
| 飛騨農林事務所 | 平成22年7月23日 | なし |  | 3件 |
| 病害虫防除所  | 平成22年8月27日 | なし |  | なし |

(本課検討事項)  
 飛騨農林事務所が行う飛騨エアパークにかかる事務の所管課である農地整備課に対し、飛騨エアパーク管理要綱の見直しを求めました。

6 県土整備部

|                |            |   |      |
|----------------|------------|---|------|
| 実施機関名          | 実施年月日      | 指摘事項                                    | 指導事項 |
| 郡上土木事務所        | 平成22年7月22日 | 2件<br>時間外勤務手当の過大支給<br>前年度に引き続き契約情報の公表不備 | 1件   |
| 多治見土木事務所       | 平成22年7月15日 | 1件<br>県有自動車の処分事務が不適正                    | 1件   |
| 恵那土木事務所        | 平成22年7月20日 | 1件<br>時間外勤務手当の過大支給                      | 3件   |
| 高山土木事務所        | 平成22年7月22日 | 1件<br>県有自動車の処分事務が不適正                    | 4件   |
| 長良川上流河川開発工事事務所 | 平成22年7月22日 | なし                                      | なし   |

7 都市建築部

|         |            |                      |      |
|---------|------------|----------------------|------|
| 実施機関名   | 実施年月日      | 指摘事項                 | 指導事項 |
| 水道企業課   | 平成22年7月16日 | なし                   | なし   |
| 流域浄水事務所 | 平成22年7月14日 | なし                   | 1件   |
| 東濃建築事務所 | 平成22年7月15日 | 1件<br>県有自動車の処分事務が不適正 | 1件   |
| 飛騨建築事務所 | 平成22年7月22日 | 1件<br>県有自動車の処分事務が不適正 | なし   |

|           |           |    |    |
|-----------|-----------|----|----|
| 東部広域水道事務所 | 平成22年7月9日 | なし | なし |
|-----------|-----------|----|----|

8 振興局

|            |            |      |      |
|------------|------------|------|------|
| 実施機関名      | 実施年月日      | 指摘事項 | 指導事項 |
| 東濃振興局恵那事務所 | 平成22年7月21日 | なし   | なし   |

9 教育委員会

|            |            |                                  |      |
|------------|------------|----------------------------------|------|
| 実施機関名      | 実施年月日      | 指摘事項                             | 指導事項 |
| 図書館        | 平成22年8月27日 | なし                               | 3件   |
| 現代陶芸美術館    | 平成22年8月27日 | 2件<br>調定時期の遅延<br>つじ銭の取扱事務が不適正    | 2件   |
| 岐阜北高等学校    | 平成22年8月27日 | なし                               | なし   |
| 長良高等学校     | 平成22年8月27日 | なし                               | なし   |
| 岐山高等学校     | 平成22年8月27日 | なし                               | なし   |
| 加納高等学校     | 平成22年8月27日 | なし                               | なし   |
| 岐阜総合学園高等学校 | 平成22年8月27日 | なし                               | 1件   |
| 岐南工業高等学校   | 平成22年8月27日 | なし                               | なし   |
| 各務原高等学校    | 平成22年8月27日 | なし                               | なし   |
| 山県高等学校     | 平成22年8月27日 | なし                               | なし   |
| 大垣校高等学校    | 平成22年8月27日 | 2件<br>旅費の過大支給<br>債権者の誤り及び調定時期の遅延 | なし   |
| 土岐商業高等学校   | 平成22年7月15日 | なし                               | なし   |
| 岐阜本巣特別支援学校 | 平成22年8月27日 | なし                               | なし   |

|          |            |    |    |
|----------|------------|----|----|
| 大垣特別支援学校 | 平成22年8月27日 | なし | なし |
|----------|------------|----|----|

10 警察本部

|       |            |      |      |
|-------|------------|------|------|
| 実施機関名 | 実施年月日      | 指摘事項 | 指導事項 |
| 郡上警察署 | 平成22年7月22日 | なし   | なし   |
| 高山警察署 | 平成22年7月23日 | なし   | なし   |

11 その他

|                |            |      |      |
|----------------|------------|------|------|
| 実施機関名          | 実施年月日      | 指摘事項 | 指導事項 |
| 選挙管理委員会恵那地方事務局 | 平成22年7月21日 | なし   | なし   |

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第三号

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知をする。

平成二十二年九月十日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

公示による通知

存否 不明。岐阜県関市側島字島崎五四九〇番の土地登記簿表題部所有者

下野 基助

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により右の者

に通知すべき左記書類は、岐阜県収用委員会事務局（岐阜県県土整備部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十二年九月六日付けの平成二十二年岐収委第三、四号収用事件第一回審理の開催及び現地調査の実施の通知

（注意）右書類を受領しないときは、平成二十二年九月二十七日をもってその書類の通知があったものとみなします。

平成二十二年九月六日

岐阜県収用委員会

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十二年八月十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふれんどりー

三 代表者の氏名 伊藤 幸枝

四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市東野八五九番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、「人の和及び自然との調和」を大切にしてい人々の交流を図り、地域づくり及び地域の中で新しい雇用の創出にも貢献することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

| 名称       | 所在地          | 自立支援医療の種類 | 指定期日    |
|----------|--------------|-----------|---------|
| たいと薬局    | 中津川市付知町六八六〇三 | 精神通院      | 平成三・九・一 |
| ひだまり調剤薬局 | 岐阜市中西郷四六七二   | 精神通院      | 平成三・九・一 |
| つつじ薬局    | 各務原市前渡西町三二二二 | 精神通院      | 平成三・九・一 |

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

| 名称   | 所在地        | 自立支援医療の種類 | 変更年月日    |
|------|------------|-----------|----------|
| 下呂薬局 | 下呂市森一四一九三三 | 精神通院      | 平成三・八・一〇 |

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

| 名称    | 所在地         | 自立支援医療の種類 | 辞退年月日   |
|-------|-------------|-----------|---------|
| 輪之内薬局 | 安八郡輪之内町里九九八 | 精神通院      | 平成三・九・一 |

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年九月十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日  
平成二十二年八月三十日
- 二 届出者の氏名又は名称  
垂井町商業振興協同組合  
株式会社義津屋
- 三 建物の名称及び所在地

ショッピングプラザアミ

不破郡垂井町宮代大持野二九五七番地の一一

変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時～午後七時三〇分

(変更後) 午前九時～午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分～午後八時

(変更後) 午前八時三〇分～午後九時三〇分

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中日本高速道路株式会社名古屋支社岐阜工務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

中日本高速道路株式会社名古屋支社岐阜工務事務所

二 作業種類

公共測量(砂防・治山計画図作成)

三 作業期間

平成二十二年九月一日から

同 年十一月二十六日まで

四 作業地域

郡上市美並町、八幡町及び大和町地内

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の図書

の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 外野地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 ソフトピアジャパン西地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画地区計画 ソフトピアジャパン東地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

- 大垣都市計画下水道
- 大垣市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

- 大垣都市計画火葬場
- 401号 墨俣町火葬場

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

- 大垣都市計画地区計画 犀川地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

- 大垣都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。



平成二十二年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
大垣都市計画特別用途地区
- 二 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

平成二十二年九月十日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター